

周防大島町病院事業局公営企業会計システム導入仕様書における正誤表

(誤)

1. 周防大島町病院事業局公営企業会計システム導入に関する基本方針

当局の事業運営に支障のないよう安定的かつスムーズなシステム導入を実施するため、下記の事項を基本方針とする。

②「公営企業会計システム」は、令和8年3月31日までに本稼働させること。

(正)

1. 周防大島町病院事業局公営企業会計システム導入に関する基本方針

当局の事業運営に支障のないよう安定的かつスムーズなシステム導入を実施するため、下記の事項を基本方針とする。

②「公営企業会計システム」は、令和9年3月31日までに本稼働させること。

以 上